

新見市教育委員会 11月定例会 会議録 【公開用】

1 日 時 令和7年11月19日（水）午後3時30分から

2 場 所 新見市役所南庁舎 1階会議室1C

3 出席委員の職・氏名

教育長	後藤秀則
職務代理者	松井健一
委 員	溝尾妙子
委 員	長谷川綾
委 員	三上ゆみ

4 欠席委員の職・氏名 なし

5 説明のため出席した者の職・氏名

教育部長	古家孝之
生涯学習課長	吉岡昭彦
学校教育課長	宗政範子
教育連携推進課	宮本昌士
教育総務課長	忠田真

6 記 録

午後3時30分 着席

（令和7年11月19日（水）午後3時30分から午後4時40分）

1 開 会

2 教育長あいさつ

3 前会会議録の承認

忠田課長 (新見市教育委員会 10月定例会会議録について、開催日時等を読み上げて説明する。)

後藤教育長 前会会議録は承認と決します。

4 教育長報告

後藤教育長 (前会の教育委員会以降の主な行事、会議等について報告を行う。)

5 事務局報告

各事務局員 (教育部長、生涯学習課長、学校教育課長、教育総務課長、教育連携推進課長の順に報告を行う。)

議第41号 令和7年度要保護・準要保護児童生徒就学援助（新入学学用品費入学前支給）の承認について

後藤教育長 それでは議事に移ります。まず議案の部です。

議第41号、令和7年度要保護・準要保護児童生徒就学援助（新入学学用品費入学前支給）の承認についてご説明をお願いします。

宗政課長 それでは、議第41号、令和7年度要保護・準要保護児童生徒就学援助（新入学学用品費入学前支給）の承認についてご説明をさせていただきます。

資料の1ページをご覧ください。来年度、小学校入学予定者は119名。中学校入学予定者は174名でございます。

その内、申請がありましたのは、39世帯、42名でございました。新見市就学援助規則第6条に則り、申請された世帯の前年の所得額が、令和5年10月1日現在において適用されている生活保護基準額の1.5倍以下であるかどうかの審査をおこなった結果、認定が適当と認めたものは、32世帯、35名。認定が不適当と認められたものは7世帯、7名でございました。

資料3ページから6ページの一覧表に内訳と申請理由を記載しております。ご確認をいただいた上で、ご審議の程よろしくお願ひいたします。

後藤教育長 それでは学校教育課の説明がありましたが、ここまで何かご質問

ございますか。

対象者が多いので、4ページございますが、しばらく時間を取りさせていただきたいと思いますので、ご覧になってください。よろしくお願ひいたします。

(確認の時間)

それでは、申請者一覧表に目を通してくださいたところで、トータルで何か質疑がございますでしょうか。

各委員

(なしの声)

後藤教育長

それでは、議第41号、令和7年度要保護・準要保護児童生徒就学援助（新入学学用品費入学前支給）の承認については、承認とさせていただいてよろしいでしょうか。

各委員

(はいの声)

後藤教育長

ありがとうございます。では、議第41号は承認といたします。

議第42号 新見市長屋多目的広場の指定管理者の指定について

議第43号 新見市西方多目的広場の指定管理者の指定について

後藤教育長

続きまして、議第42号、新見市長屋多目的広場の指定管理者の指定について、議第43号、新見市西方多目的広場の指定管理者の指定について、この2つについては一括して説明していただければと思います。よろしくお願ひします。

吉岡課長

それでは、議第42号、新見市長屋多目的広場の指定管理者の指定について、説明させていただきます。

新見市長屋多目的広場につきましては、令和8年3月末をもって指定管理期間が終了となり、管理運営を指定管理者におこなわせることについて、12月定例市議会での議決を求める必要があるため、議案として上程するものです。資料をご覧ください。

施設の名称は、新見市長屋多目的広場で管理する施設は、広場と木造平屋建ての管理棟です。現在の指定管理者は長屋地域振興会で、指定期間は、令和3年4月1日から平成8年3月31日までの5年間です。募集の公募、非公募につきましては、主な利用者が地域住民であるため、非公募としております。選定につきましては、選定委員会が10月28日に開催され、全員一致で、長屋地域振興会が候補者に選定されました。指定管理期間は、令和8年4月1日から令和13年3月31日までの5年間で、指定管理料はございません。

次に、議第43号、新見市西方多目的広場の指定管理者の指定についてご説明させていただきます。西方多目的広場につきましては、令

和8年3月末をもって指定管理期間が終了となり、管理運営を指定管理者におこなわせることについて、12月定例市議会での議決を求める必要があるため、議案として上程するものです。資料をご覧ください。

施設の名称は、新見市西方多目的広場で、管理する施設は、広場とトイレ、駐車場です。現在の指定管理者は、西方地域振興会で、指定期間は令和3年4月1日から令和8年3月31日までの5年間です。募集の公募、非公募につきましては、主な利用者が地域住民であるため、非公募といたしました。選定につきましては、選定委員会が10月28日に開催され、全員一致で西方地域振興会が候補者に選定されました。指定管理期間は令和8年4月1日から令和13年3月31日までの5年間で、指定管理料はございません。

以上、ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

後藤教育長

ご説明ありがとうございました。それでは、1つずつお伺いをしたいと思いますが、議第42号について、ご質疑のある方はいらっしゃいますでしょうか。

各委員

(なしの声)

後藤教育長

では、議題42号、新見市長屋多目的広場の指定管理者の指定については、承認といたします。

続いて、議第43号についてご質疑はございますか。

各委員

(なしの声)

後藤教育長

それでは、議第43号、新見市西方多目的広場の指定管理者の指定については、承認といたします。

議第44号 新見市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

後藤教育長

次に、議第44号、新見市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてご説明をお願いします。

宮本課長

それでは、議第44号、新見市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。新見市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例、第12条の1の条文中、「法第33条の10各号」を、「法第33条の10第1項各号」に改正するものです。

これは令和7年10月1日に、児童福祉法の一部が改正され、法第

33条の10に新たな項が新設され、放課後児童クラブ等の利用者に対する虐待の行為が、法第33条の10第1項に整理されたことから、条例を改正するものです。

教育連携推進課からは以上です。

後藤教育長

議第44号について、ご質問のある方はいらっしゃいますでしょうか。

各委員

(なしの声)

後藤教育長

それでは、議第44号について、承認としてよろしいでしょうか。

各委員

(はいの声)

後藤教育長

それでは、議第44号、新見市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例については承認としていたします。

協議・報告の部

報第32号 令和7年度 新見市二十歳の集いについて

後藤教育長

続いて、協議・報告に移ります。

報第32号、令和7年度新見市二十歳の集いについて、ご説明をお願いします。

吉岡課長

報第32号、令和7年度新見市二十歳の集いについてご報告いたします。

令和8年1月2日金曜日、まなび広場にいみ大ホールにおいて、「令和7年度新見市二十歳の集い」を開催いたします。対象者は、平成17年4月2日から平成18年4月1日までに生まれた人で、原則新見市住民基本台帳に記載されている人、243名です。

なお、就職や進学等で、現在、市内に住所を有していない人であっても、参加申込書の提出により、出席は可能となっております。

生涯学習課からは以上です。

後藤教育長

それでは、ただいまの評議につきまして委員の皆様から何かご質疑はございますでしょうか。

各委員

(なしの声)

後藤教育長

ありがとうございました。

それでは、以上で議事を終了いたします。

7 閉 会

後藤教育長

(閉会時刻)

1 1月定例教育委員会をこれで閉会します。
長時間ありがとうございました。

(午後4時40分)